



平成22年4月19日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
代表取締役社長 青木毅
(コード番号:3390)
問合せ先 取締役管理本部長 村上孝徳
電話番号 03-6858-0411

社内調査委員会の調査報告書(要約)に関するお知らせ

今般、当社の過去の決算において、一部の取引について会計処理の修正を要する可能性のある事象が判明したことに関し、株主の皆さま、市場関係者の皆さまをはじめ、多くのステークホルダーの皆さまに、大変なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことについて、あらためて深くお詫び申し上げます。

当社は、平成22年3月26日発表の「過去の業績に影響を与える事象の発生及び社内調査委員会の設置に関するお知らせ」において、過年度決算の訂正の可能性及び社内調査委員会の設置について開示し、その後、平成22年4月5日に社外調査委員会を設置し、社内調査委員会による調査の状況を報告してまいりました。

今般、社内調査委員会は、今回の不適切な会計処理の内容および原因、過年度決算への影響額、再発防止策等につき詳細な調査及び検討を行い、「社内調査報告書」をまとめるにいたしましたので、別添「社内調査報告書(要約)」にて報告させていただきます。

また、本日、社外調査委員会の「調査報告書」についてもあわせて開示しておりますので、ご高覧下さいますようお願いいたします。

なお、過年度決算訂正額ならびに年度毎の損益の修正状況につきましては、下記に記載のとおりです。

【過年度決算訂正額ならびに年度毎の損益修正状況】

記

(単位：千円)

	修正前売上高	修正後売上高	修正額 (△は損失)
平成18年3月期	3,508,033	3,286,664	△221,369
平成19年3月期中間	1,341,210	1,562,579	221,369
平成19年3月期	2,512,169	2,733,538	221,369
平成20年3月期中間	1,076,992	1,076,992	—
平成20年3月期	2,309,607	2,309,607	—
平成21年3月期第1四半期累計期間	660,151	660,151	—
平成21年3月期第2四半期累計期間	1,137,067	1,137,067	—
平成21年3月期第3四半期累計期間	1,659,464	1,659,464	—
平成21年3月期	1,997,333	1,997,333	—

(注1) 平成22年3月期の売上に与える影響は生じない見込みであります。

(単位：千円)

	修正前当期純利益	修正後当期純利益	修正額 (△は損失)
平成18年3月期	117,158	△17,646	△134,804
平成19年3月期中間	△66,768	68,036	134,804
平成19年3月期	△363,383	△228,578	134,804
平成20年3月期中間	△324,237	△324,237	—
平成20年3月期	△622,857	△758,996	△136,139
平成21年3月期第1四半期累計期間	19,582	19,582	—
平成21年3月期第2四半期累計期間	△140,070	△140,070	—
平成21年3月期第3四半期累計期間	△490,029	△353,890	136,139
平成21年3月期	△715,026	△578,887	136,139

(注1) 平成22年3月期の損益に与える影響は生じない見込みであります。

(注2) △は損失を意味します。

以上

社内調査報告書（要約）

平成22年4月19日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社社内調査委員会

第1 調査体制の概要

1. 当委員会

(1) メンバー構成

当委員会のメンバー構成は、以下のとおりです。

	役 職（本日現在）	氏 名
委員長	代表取締役社長	青木 毅
委員	社外監査役	渡辺 将敬
委員	社外監査役	大竹 達雄

(2) 調査範囲

当委員会は、過年度財務諸表等に訂正の必要性が生じた原因について、平成18年3月期から平成22年3月期第1四半期及び同第2四半期までを調査対象年度として設定し、調査を行なうことといたしました。

2. 社外調査委員会の体制

(1) 社外調査委員会の役割

社内調査は、当社において主体的に行っているものであり、当社が自浄機能を有していることの証となるものですが、当社取締役会は、上記、一部の取引について会計処理の修正を要する可能性のある事象が株主をはじめとしたステークホルダーの皆様にも多大なるご迷惑をおかけする可能性が高い状況にあるという状況を厳粛に受け止め、改めて、不適切な会計処理が行われた原因、当該会計処理を防止できなかった原因及び再発防止策の内容について、外部の独立した有識者の立場の方に検証いただく必要があると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、平成22年4月5日付で社外調査委員会の設置を決議し、社内調査報告により明らかとなった不適切な会計処理の内容及び発生原因を踏まえ、その再発防止策の内容の適正性について検証いただくとともに、有益な助言・指導をいただくべく、諮問することとしました。

(2) 社外調査委員会のメンバー（敬称略）

委員長（公認会計士・税理士）	山口 吉一
委員（弁護士）	洞 敬

(3) 社外調査委員会メンバーの選定

社外調査委員会のメンバーは、公平性、透明性を期するために、弁護士、公認会計士等の中から、当社と利害関係が存在しない者であることを条件とし、取締役会の決議により選定いたしました。

第2 経緯

1. 一部の取引について会計処理の修正を要する可能性のある事象が判明した経緯

当社は、平成21年9月4日に、経営体制を刷新後、新経営体制下において経営改革を推し進めておりましたが、旧経営体制下における売上の取り消しが発生するといった事象が発生したため、過去の取引内容について調査、確認を行った結果、当社の過去の決算内容について、売上の計上時期の修正を要する可能性のある事象や保有する投資有価証券の評価の見直しを要する可能性のある事象が判明いたしました。

2. 本報告までの経緯

(1) 当委員会の設立と役割

当社は、当社会計監査人と協議の上、引き続き当社会計監査人と調査を実施するとともに当社代表取締役社長 青木毅を調査委員長とし、当社社外監査役からなる社内調査委員会を設置し、平成18年3月期から平成22年3月期第1四半期及び同第2四半期までを調査対象期間とし、当該事象発生の経緯、事実関係の詳細確認、問題点の究明、コーポレート・ガバナンスの強化、再発防止に向けた諸施策の策定に取り組むべく徹底した調査を実施することといたしました。

当委員会の役割は、以下の項目について調査・検討を行い、取締役会及び監査役会に報告することとあります。

- ①不適切な会計処理が発生した経緯及びその理由
- ②不適切な会計処理が回避できなかった理由及び管理体制上の問題点の所在
- ③実施中または実施しようとする再発防止策及び法令遵守体制の整備状況

2. 会計監査人による再監査の開始

また、当社は、当社の会計監査人である優成監査法人に対し、当該売上の計上時期の修正を要する可能性のある事象や保有する投資有価証券の評価の見直しを要する可能性のある事象について説明を行うとともに、過年度提出済有価証券報告書（平成18年3月期から平成21年3月期）、半期報告書（平成19年3月期から平成20年3月期）及び四半期報告書（平成21年3月期第1四半期から平成21年3月期第3四半期、以下併せて「過年度財務諸表等」といいます。）に訂正の必要性が生じた場合の再監査を要請し、それを受けて、優成監査法人は平成22年3月24日から再監査を開始いたしました。

第3 不適切な会計処理の内容

1. 不適切な会計処理の範囲

当委員会は、上記のと通りの調査を実施した結果、不適切な会計処理の範囲は以下に述べるとおり、平成18年3月期に行われた8案件に係る売上計上と、平成20年3月期に行われた特定1社に係る保有する投資有価証券の評価の見直し、平成20年3月期に行われた特定1社に係る貸倒引き当て処理に限定されるとの判断にいたりました。当委員会は、これらの10案件について詳細な調査・検証を実施いたしました。

2. 不適切な会計処理の内容

(1) 不適切な会計処理の概要

不適切な会計処理の概要は、以下のとおりであります。

①売上計上について

当社は、当社顧客とのシステム開発関連取引について、平成19年3月期に売上計上すべき取引を平成18年3月期に売上計上しておりました。

これは、平成18年3月期において、納品あるいは最終リリースの完了が確認できていない状況において、当社顧客から検収書等を入手したことをもって、平成18年3月期の売上として計上を行ったというものです。

当社においては、これらを平成19年3月期の売上として、売上計上時期を訂正することといたします。

②評価損の計上について

当社は、第三者割当増資により1株32万円で取得した取引先A社株式について、平成20年4月に取引先A社が1株18万円で新たに第三者割当増資を行う旨の通知を受けていたことから、平成20年3月期において、1株18万円を限度とした評価損を計上しておりましたが、これを平成20年3月期に純資産額による時価評価を行うこととして、評価損計上時期を訂正いたします。

また、平成19年4月に、取引先H社に対する売掛金債務を担保するため、開発許可申請中の土地に対して抵当権、根抵当権を設定しておりました。その後、当社は、平成20年3月期に、担保不動産に対する平成20年4月の鑑定評価額の50%を担保価値として評価し、これを超過する部分全額について、貸倒引当金を積立てておりましたが、平成20年3月期に同社に対する売掛債権について全額の貸倒引当金を計上するという貸倒引当金計上時期の訂正を行います。

(2) 不適切な会計処理の影響額

今般判明した不適切な会計処理が過年度の売上高に与える影響額及び平成21年3月期の決算数値に与える影響額は、以下のとおりであります。

なお、不適切な会計処理による影響額を織り込んだ過年度の財務諸表に関する書類の訂正につき

ましては、平成22年4月19日に、過年度財務諸表等の訂正報告書及び平成22年3月期第1四半期から平成22年3月期第3四半期までの訂正四半期報告書を財務局に提出し、かつ、過年度決算短信（平成18年3月期から平成21年3月期）、過年度中間決算短信（平成18年9月期から平成19年9月期）及び過年度四半期決算短信等（平成21年3月期第1四半期から平成22年3月期第3四半期）の訂正についての適時開示も行います。

（単位：千円）

	修正前売上高	修正後売上高	修正額（△は損失）
平成18年3月期	3,508,033	3,286,664	△221,369
平成19年3月期中間	1,341,210	1,562,579	221,369
平成19年3月期	2,512,169	2,733,538	221,369
平成20年3月期中間	1,076,992	1,076,992	—
平成20年3月期	2,309,607	2,309,607	—
平成21年3月期第1四半期累計期間	660,151	660,151	—
平成21年3月期第2四半期累計期間	1,137,067	1,137,067	—
平成21年3月期第3四半期累計期間	1,659,464	1,659,464	—
平成21年3月期	1,997,333	1,997,333	—

（注1）平成22年3月期の売上に与える影響は生じない見込みであります。

（単位：千円）

	修正前当期純利益	修正後当期純利益	修正額（△は損失）
平成18年3月期	117,158	△17,646	△134,804
平成19年3月期中間	△66,768	68,036	134,804
平成19年3月期	△363,383	△228,578	134,804
平成20年3月期中間	△324,237	△324,237	—
平成20年3月期	△622,857	△758,996	△136,139
平成21年3月期第1四半期累計期間	19,582	19,582	—
平成21年3月期第2四半期累計期間	△140,070	△140,070	—
平成21年3月期第3四半期累計期間	△490,029	△353,890	136,139
平成21年3月期	△715,026	△578,887	136,139

（注1）平成22年3月期の損益に与える影響は生じない見込みであります。

（注2）△は損失を意味します。

（3）不適切な会計処理の関与者等

① 主導的立場の関与者

今般の調査の結果を踏まえ、社内調査委員会としては、決定的な記録や証憑は確認できていないものの、当社の元代表取締役社長が不適切な会計処理に関して主導的な立場に関与した可能性が高いと判断しております。

元代表取締役社長は、平成18年3月期において黒字決算を実現するために、顧客に対して売上の前倒し計上を依頼するとともに、当社元取締役管理部長等に対して売上を前倒し計上するよう指示していたという事実があったことが確認できております。

元取締役管理部長等は、元代表取締役社長の指示に基づき、不適切な会計処理を行っているという認識を持たずに特定顧客との交渉、会計上の事務処理、その他必要書類の作成等を行なっていました。

現在在籍している取締役、当時在籍していた元取締役等の聞き取り調査の結果、上場直後の決算期である平成18年3月期において黒字決算を実現するために、顧客に対して売上の前倒し計上を依頼するなどの不適切な会計処理に主導的な立場で関与した可能性が高いと判断しております。

② 従業員

不適切な会計処理に関与していた従業員は、営業・プロジェクトマネージャーを担当していたフロント担当の一部幹部社員を含む複数の社員達であり、検収書の回収、契約締結などの実務を担当しておりました。当該従業員達の中には、当社元代表取締役社長から直接指示を受けた者もおりましたが、大半の従業員は直接的な指示を受けておらず、自らの行為が不適切な会計処理に該当するという認識を持たないまま所属する組織の業務の一環として各案件に関わっておりました。

従業員達は、不適切な会計処理の実行の一端を担ったものでありますが、当社における絶対的存在であった元代表取締役社長からの叱責・処分を恐れた自己保身が動機の一つと考えられます。

第4 不適切な会計処理の発生原因

社内調査により判明した上記第3の事実関係を分析・検討した結果、当時、当社において不適切な会計処理が発生した原因は、以下のとおりであるとの認識に至りました。

1. 統制環境の問題

平成18年3月期において、元代表取締役社長に対して同人の考え方や方針に当社役職員が反対意見を唱える環境になく、元代表取締役社長に対する監視・監督・監査が適切に機能しうる状況が欠如していたという当社の企業風土が、本件の根本原因であったといえます。

また、当社においては、元代表取締役社長の業務執行状況に対する監視・監督機能が十分に果たされておりませんでした。

同様に、当社監査役会にも、本件に係る情報が伝達されておらず、結果として、実効性のある監査を行うことができませんでした。

2. 組織体制及び業務処理上の問題

(1) 社内稟議システムの問題

当時の当社においては、見積、発注、検収、契約締結に関する各稟議の全ての最終決裁は元代表取締役社長が行っており、部門間あるいは担当者と元代表取締役社長間において完全な縦割りの業務体制となっていたため、社内において相互牽制が機能する仕組みにはなっておりませんでした。

(2) 組織体制の問題

当時の当社においては、元代表取締役社長の指示の下で、元取締役管理部長が、売上計上から請求に至る会計管理等全般を統括していたため、部門内牽制が機能しにくい状態になっておりました。また、当時の当社において、売上計上に関する証憑は検収書が重視されており、納品物の妥当性の確認等は各営業担当者の判断に委ねられていたことから、この点に関する十分な牽制が機能しにくい状態でありました。同様に、当時の当社においては、元代表取締役社長と開発部長、開発部員、システム関連部門のメンバーによる開発会議が定期的開催されておりましたが、営業部、管理部のメンバーは当該会議には参加しておらず、相互牽制が機能しにくい状態にありました。

3. 監視活動の問題

当時の当社においては、社内通報制度が整備されておらず、内部監査室は元代表取締役社長直轄の部署であったため、監視活動を独立して行うための機能が十分に働いておりませんでした。

第5 改善措置

当社において、今回と同様の不適切な会計処理を発生させないためには、以下の再発防止策を実施する必要があるものと考えます。

1. 再発防止策

(1) 統制環境の不備に対する改善策

① 当社の企業風土の改善

当社は、平成21年9月4日の経営体制刷新後、新経営体制下において経営改革を推し進めるとともに、適切な会計処理を行うために必要な企業風土の確立に取り組んでおり、今後、不適切な会計処理が発生する懸念は払拭されたものと考えております。

なお、今回の不適切な会計処理案件に関わっていた幹部社員、社員は、全員当社を退職しており、新経営体制下において経営改革を推し進める過程で、旧経営体制下における主要メンバーの大半が退職していることから、今後、不適切な会計処理が発生する懸念は払拭されたものと考えております。また、当社元代表取締役社長の当社株式の保有割合は、現在は約2.89%まで低下しております。現在は株主としても影響力を行使しうる立場になく、元代表取締役社長から不当な影響を受ける懸念は払拭されたものと考えます。

② コーポレート・ガバナンスの改善

当社は、親会社の執行役員経理部長を務める渡辺将敬氏を平成21年11月25日に開催された当社臨時株主総会で社外監査役として選任いたしております。渡辺氏に新経営体制下においてグループの経営方針に沿った適切な会計処理の状況を監視して戴くことが再発防止策として有効であると考えております。

また、新経営体制下において、現在の代表取締役社長は、取締役会を活発に報告、議論をさせる場と変えており、取締役間の相互牽制も可能となり、有効な意思決定ができる体制が整備されていると考えております。

さらに、新経営体制下においては、現在の代表取締役社長から監査役への情報共有も積極的に行われており、また、意見交換も活発に行われていることから、有効な監査を行うことができる状況にあると考えております。

③ コンプライアンス意識の改善について

今後、当社においては、外部専門家によるコンプライアンス研修を経営陣、従業員とも定期的に受講することによって、特定の人物への権力集中を安易に許容するのではなく、どのような場合でも相互牽制・監視を行なっていく組織風土を確立し、不適切な会計処理を未然に防止することができると考えております。

また、当社従業員のコンプライアンスに関する意識を強化するため、社内イントラネット社内掲示物によって注意喚起を促す等の啓発活動を実施していくべきと考えております。

さらに、当社においては、売上の計上時期や売上の計上処理に関する明確なルール、手続き等を定めたマニュアル等をさらに整備すべきと考えます。

(2) 組織体制と業務処理の改善

① 社内稟議システムに関する改善策

現在、当社においては、新経営体制下において、すでに稟議システムを刷新しており、相互牽制が機能する仕組みを取り入れるとともに、決裁権限が代表取締役社長に集中しない社内チェック体制を構築しております。

② 組織体制に関する改善策

現在、当社においては、管理本部を経理部、財務部、法務部、人事部、総務部、経営戦略部に分け、各部門長に権限を委譲する等、管理本部の体制を一新し、売上計上に際しては、経理課長、経理部長によって証憑を確認するとともにシステム開発の状況、サービス提供の状況についても確認を行っております。

また、稟議システム刷新後、売上計上案件については、経理部長、財務部長、管理本部長等複数の回議者がシステム開発の状況、サービス提供の状況を確認する仕組みを導入しております。

また、経理部においては、未上場株式の評価に関するルールを定めるとともに、債権評価に関してもルールを明確に定め運用を徹底しております。

また、現在、当社においては、売上計上に際して検収条件を明確にし、見積書、発注書、検収書などの証憑類について、部門長が案件毎の実態を確認する体制をとっております。

さらに、現在、当社においては、開発会議に営業部門の責任者、経理部門の役職者が参加し、開発の進捗・リリース状況に関する情報を共有しており、相互牽制が機能している状態にあります。

(3) 監視活動の改善

当社においては、すでに内部監査室の人員を増員し、各部署の業務遂行状況を監視しておりますが、今後、取締役の業務執行、当社全体の事業の執行状況、コンプライアンス遵守の状況についても監視を行い、必要に応じて直ちに取締役会及び監査役会に報告を行う体制を確立いたします。また、当社においては、既に、平成19年4月12日付で、内部通報者制度を導入しておりますが、今回のような不適切な会計処理の再発防止を確実なものとするべく、社内意見箱を設けるなど、全従業員の目により不正を監視する組織作りを行うことが必要であると考えております。

第6 結語—今後の当社の採るべき対応について

当委員会の調査の結果、決定的な記録や証憑は確認できていないものの、今回の不適切な会計処理の大半は、当社の元代表取締役社長が主導的な立場で関与した可能性が高いと判断しております。

よって、本件の不適切な会計処理の責任は元代表取締役社長にあると考えられ、当社に存在する1,475名もの株主（平成22年1月29日現在）が本件による不利益を被る結果となることがないように、全力で努力すべきと考えます。

すでに、経営体制は刷新されておりますが、現経営陣は、今後、当社一般株主がいわれのない被害を被ることのないようにするために、企業体質の改善に向けて、最善の措置をとるべき責務を負うべきものと考えます。

当社においては、上記「第5 改善措置」に記載された、再発防止策の実施こそが、現経営陣が採るべき措置と考えます。当委員会は、当社が新経営体制の下、社外調査委員会の答申も踏まえつつ、再発防止策を実施し、断固たる改革を実行すべきと考えます。

以 上